

熊本県の今冬における節電の取組について

平成26年11月13日
電力不足問題検討部会

1 国からの2014年度冬季の省エネルギー対策の要請（H26.11.5付け）

【期 間】 ※H26.12.1（月）～H27.3.31（火）の間の平日
（年末年始の12月29日（月）～1月2日（金）を除く）

【時間帯】 ※8時から21時

【内 容】 数値目標を設けない節電協力要請

- ・現在定着している節電の取組が、国民生活、経済活動等への影響を極力回避した無理のない形で確実に行われるよう、節電の協力を要請。節電協力要請に当たっては、高齢者や乳幼児等の弱者に対して、配慮を行う。

2 県の取組期間 平成26年12月1日（月）～平成27年3月31日（火）

国からの要請を受けて、本県も期間を設けて節電の取組を行う。

3 県の取組内容について

（1）普及啓発、支援等

ア 県民や事業者への普及啓発

（ア）県ホームページ等による節電の呼びかけ

- ・県ホームページでの節電・省エネに関する情報の提供、節電の呼びかけ。
- ・県政ラジオ、テレビのデータ放送等における節電を呼びかけ。

（イ）くまもと県民節電所サイトを活用した省エネ行動の促進

- ・くまもと県民節電所サイトを活用した、省エネアドバイスや、電力需給状況に関する情報の発信。
- ・「くまもと県民節電所サイト」の登録を促進することによる県内の節電の取組の見える化。

(ウ) ライトダウンの実施

県民・事業者等が節電に取り組む契機とするため、**県内一斉消灯を実施。**

- ・ 県独自の実施 2 回（**1 / 2 0 大寒、2 / 4 立春**）を予定。
- ・ 事業者に対しては、ライトダウンへの参加について業界団体等を通じて呼びかけ。
- ・ 参加施設数・施設名等について、とりまとめてホームページ等で公表予定。

(エ) 地球温暖化防止活動推進員による節電の呼びかけ

県内各地で活動されている 8 0 名の「地球温暖化防止活動推進員」を通じた、各地域におけるきめ細やかな啓発の呼びかけ。

(オ) 省エネセミナーの実施

平成 2 7 年 2 月に県内企業及び市町村を対象とした県主催の省エネセミナーを開催。

イ 県内市町村・関係団体等との連携

全県的な節電行動につなげるため、市町村や関係団体、所管団体に対して、県の節電の取組について周知及び協力をお願いするとともに、節電のポイントについての情報提供を行う。

(2) 県における率先行動

ア 県庁舎における節電の取組

(ア) 節電対策実施に当たっての基本的な考え

- ・ 県の率先行動として、昨冬と概ね同様の節電対策の継続実施。
- ・ 平成 2 6 年 1 2 月 1 日～平成 2 7 年 3 月 3 1 日までの平日における昨冬並のピーク電力削減。
- ・ 県民サービス、執務環境への影響を踏まえた節電対策。
- ・ 省エネチェックリスト作成等による実効性確保。

(イ) 今冬に実施する節電対策

(空 調) ・ 暖房設定温度（1 9℃設定）

・ 各棟の時間差による順次運転開始

(照 明) ・ 執務室照明の減灯（本館：照度 7 5 0 lx→6 0 0 lx、新館：一部消灯）

・ 執務室一斉消灯（1 2 時 1 5 分，1 8 時 1 5 分，2 0 時）

・ 共用部照明の減灯（廊下、エレベーターホール等）

・ 駐車場の昼間減灯

- (給 水) ・ 給湯器半数停止
・ 冷水器半数停止
- (動 力) ・ エレベーター間引き運転
- (機 器) ・ コピー機、パソコン等電気製品の不要時の電源オフ
・ 各課プリンター 1 台以上停止
・ 冷蔵庫の温度設定の変更（設定温度、弱）
・ パソコンの省エネモード設定
・ ノートパソコンのバッテリー駆動（8 時 3 0 分から 1 0 時までの間の約 1 時間程度）
- (その他) ・ 空調時のブラインド使用
・ 入居団体への節電依頼

イ 出先機関等における取組

- ・ 本庁舎と同様の節電対策を実施するとともに、それぞれの特性に応じた対策に取り組む。
- ・ 県施設以外の施設で業務を行う所属においては、県施設と同様の取組を行うとともに、施設管理者が取り組む節電対策に協力する。
- ・ 各施設においては、電力の需給がひっ迫（電力の供給予備率が 3 %以下）した場合に備え、緊急的な対応及びその手順を決定しておくように通知する。

ウ 勤務における取組

(ア) ウォームビズの推奨

（暖房温度を 1 9℃に設定していることから）身だしなみに配慮した上で、働きやすく暖かい服装で勤務を行う。

(イ) 定時退庁日を毎週水曜日と毎週金曜日に設定

期間：平成 2 6 年 1 2 月 1 7 日（水）から平成 2 7 年 2 月 1 3 日（金）まで

エ 職員の節電意識向上に向けた取組

- ・ 県の取組の周知徹底を行う。
- ・ 引き続き「くまもと県民節電所サイト」への登録を推進し、職員の職場、家庭における節電意識向上を図る。

4 その他

(1) 国及び九州電力（株）との連携

ア 県民及び事業者の皆様から寄せられる情報や要望等があった場合、国及び九州電力（株）に対して、情報提供を行うとともに、必要な対策等についての要請を行う。

イ 情報収集等に当たっては、エネルギー政策課が情報連絡の窓口となる。

(2) 更なる節電対策に関する方針

国や九州電力（株）から更なる節電協力要請があった場合、又は電力の需給状況等を踏まえて対策が必要と判断される場合は、その都度、電力不足問題検討部会において、新たな対策の検討を行う。